

令和3年度春日井市新型コロナウイルス 感染症対策環境整備支援事業補助金 【公募要領】

1. 事業の目的

飲食店の新型コロナウイルス感染症対策の徹底を支援するため、愛知県が実施するニューあいちスタンダード認証（以下「あιστα認証」）に認証された店舗が実施する換気設備や飛沫防止パーティションの設置、サーモカメラやCO₂センサーの導入などの環境整備に対して、補助金を交付する。

2. 補助対象者

市内あιστα認証済飲食店（既に認証を受けた事業者のみ対象）

補助対象外

※1 市内で事業を営んでいない事業者

※2 その他、以下を始め、本事業の交付を受ける者として不適切な者

- ・ 法人等（個人または法人をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ・ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき
- ・ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- ・ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3. 補助対象事業

補助対象者となる店舗が実施する換気設備や飛沫防止パーティションの設置などの環境整備

4. 補助率・補助金額

補助対象経費の **80%** 上限 **20万円**（消耗品のみ5万円） 予算 4,000万円

※1 先着順。予算に達した場合、受付終了とする。

※2 申請は、原則1店舗1回限り。

※3 補助金額に、100円未満の端数が生じたときは、端数切捨て。

※4 公租公課（消費税・地方消費税）は、消費税等を補助対象経費に含めて補助金交付申請額を申請し、その内容で交付決定を受けた「免税事業者・簡易課税事業者の単独申請者」

を除き、補助対象外とする。

例1) 市内の自社工場に換気のための換気扇と事務所へ飛沫を防ぐためのパーティションを購入

見積額 換気扇設置費 220,000 円 + 飛沫パーティション 11,000 円

(税込額 申請書へは税込額を記載)

↓

補助金額 免税事業者・簡易課税事業者 184,800 円

本則課税事業者 168,000 円

例2) 飲食店が、キャッシュレス設備（キャッシュレス対応のレジ）を購入

見積額 77,000 円 (税込 申請書へは税込を記載)

↓

補助金額 免税事業者・簡易課税事業者 61,600 円

本則課税事業者 56,000 円

5. 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症対策のための、換気設備や飛沫防止衝立の設置などの環境整備に要した経費。(別紙：補助対象となる設備・備品・消耗品一覧を参照)

対象経費は、令和3年4月1日までの遡及申請可 (注文日は4月1日以降であること)

- (1) 外気との換気設備の購入・設置費用
- (2) 非接触型手洗い設備の購入・設置費用
- (3) 非接触型検温機器・サーモグラフィー購入・設置費用
- (4) 飛沫感染防止パーティション・カーテン購入・設置費用
- (5) ソーシャルディスタンス確保用床サイン購入・設置費用
- (6) キャッシュレス設備・自動券売機・自動精算機の購入・設置費用
- (7) CO₂センサーの購入・設置費用
- (8) トイレ洋式化、便座開閉センサー・洗浄センサースイッチ付きトイレの購入・設置費用
- (9) 自動扉化の購入・設置費用
- (10) 非接触型消毒器(手動・自動問わず)の購入・設置費用
- (11) エアコン(換気機能付き・空気清浄機能付きに限る)
- (12) 空気清浄機(ジアイーノ含む)、加湿器、サーキュレーター購入・設置費用
- (13) テーブル、椅子、壁面等店舗の抗菌・抗ウイルス処理(酸化チタン塗布)等の費用
- (14) 消耗品(消毒液、感染予防用マスク、フェイスシールド等)の購入費用

(※補助限度額5万円)

- (15) 上記の設置にあたって要した導入・設計費用

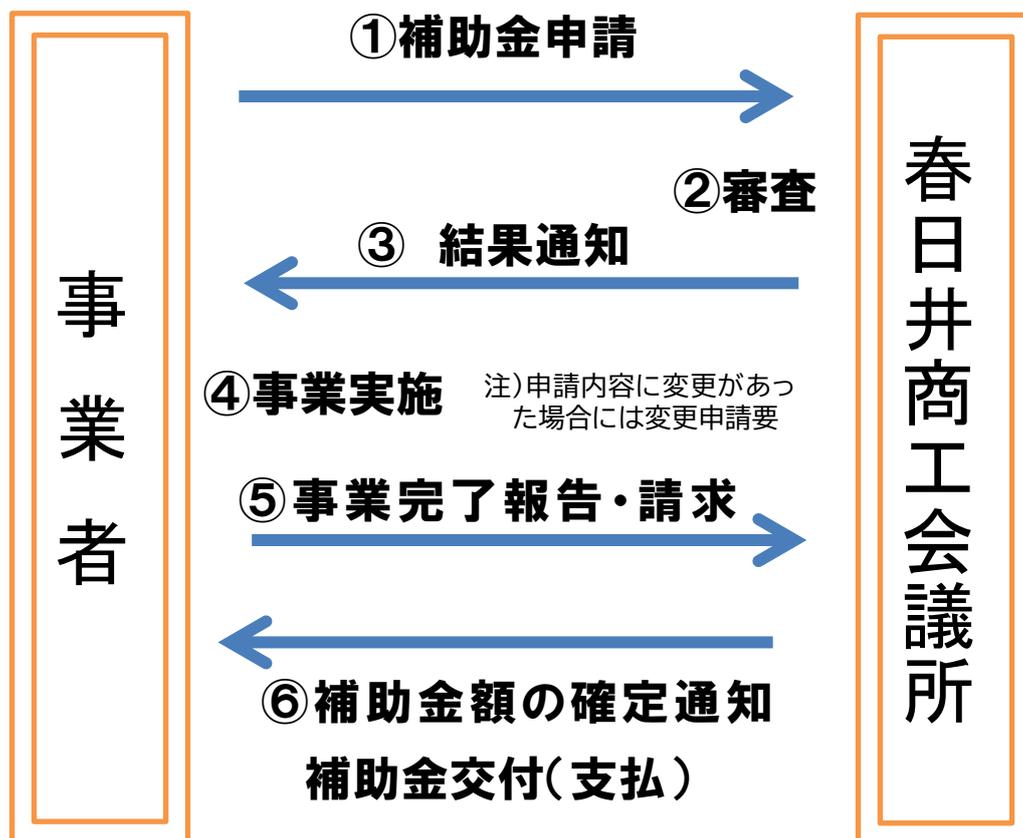
各備品購入は、市内事業所・店舗分とし、必要と思われる適正数のみ対象

【以下の経費は対象外】

- ◇ 自社で作成（印刷）した物の用紙・インク代等
 - ◇ 振込手数料、公租公課、支払利息、遅延損害金
- 上記のほか、公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6. 事業のスキーム

補助金申請・交付に係る事務処理手順は、以下の通り



7. 応募手続き

①募集期間・申請

募集期間：令和3年11月1日（月）～12月28日（火）（必着・郵送可）

（予算到達の場合は募集を終了します）

申請方法：下記書類を春日井商工会議所へ提出

【提出書類】様式1-1）感染症対策環境整備支援事業補助金申請書

様式1-2）設備・備品・消耗品別経費申請書

購入する製品 又は 実施する工事見積書

購入する製品のカタログ 又は 実施する工事の図面

あいスタ認証通知書（写）

既に実施・購入済みの場合は、請求書及び領収書、購入品・工事後の写真

②審査 ③結果通知 申請後約2週間

④事業実施

事業実施期間：令和3年4月1日から令和3年12月28日までに事業完了

申請した事業内容に変更があった場合には、様式2) 感染症対策環境整備支援事業変更承認書を提出。但し、変更申請をおこなっても、予算状況により当初の交付決定額以上には交付できない場合があります。

⑤事業完了報告・請求

申請（計画）書に基づき、令和3年12月28日（火）までに事業完了

事業が完了次第、下記書類により請求

【提出書類】様式3-1) 感染症対策環境整備支援事業補助金事業完了報告書・請求書

様式3-2) 設備・備品・消耗品別経費請求書

要した経費の請求書・領収書（写）

実施した事業の写真（例）パーティション等設置、購入した機器の写真

提出期限：令和4年1月17日（月）まで

⑥補助金額の確定通知・補助金交付（支払）

事業完了通知受領後、約2週間にて振込

8. 応募に係る重要事項

本補助金に係る重要事項を以下のとおり。必ずご確認、ご理解いただいたうえで申請下さい。

① 本補助金事業は、補助金適正化法に基づき実施されます。

本補助金事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

② 他の補助金との同じ経費の重複申請はできません。

③ 事業実施期間（令和3年4月1日～令和3年12月28日）において、営業実態が確認できること。

④ 補助事業の内容等を変更する際には事前の承認が必要です。

補助事業は、採択・交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、補助事業の内容または経費の配分の変更を希望する場合（軽微な変更を除く）には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、あらかじめ所定の「変更承認申請書（様式2）」を提出し、その承認を受けなければなりません。

変更承認申請をおこなっても、予算状況により当所交付決定額よりも、増額できない事があります。

⑤ 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに事業完了報告書等の提出がないと、補助金は受取れません。

補助金交付決定後、採択を受けた事業者は、補助事業の終了後、補助事業で取り組んだ内容を報告する事業完了報告書及び支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに春日井商工会議所に提出しなければなりません。

もし、定められた期日までに、実績報告書等の提出が春日井商工会議所で確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金を受け取れなくなりますので、必ず期日を守ってください。

- ⑥ 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

補助金交付決定後であっても、提出済みの実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう春日井商工会議所から連絡します。

- ⑦ 所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

店舗改装による不動産の効用増加等は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず春日井商工会議所へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。春日井商工会議所は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付要綱違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。

- ⑧ 補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間（令和8年3月31日まで）は、春日井商工会議所や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

- ⑨ 個人情報の使用目的

春日井商工会議所に提供いただいた個人情報は、以下の目的のため、補助金交付元である春日井市との間で共有します。

- ・補助金事業の適正な執行のために必要な連絡
- ・経営活動状況等を把握するための調査（事業終了後のフォローアップ調査含む）
- ・その他、補助金事業の遂行に必要な活動

9. その他

申請・補助事業者は、本公募要領、ウェブサイト等案内に記載のない細部については、春日井商工会議所からの指示に従うものとします。

（申請書の提出先・問合せ先）

春日井商工会議所 事業推進課

〒486-8511 春日井市鳥居松町5-45

TEL (0568) 81-4141 ・ FAX (0568) 81-3123

HP : <https://www.kcci.or.jp/news/kankyoseibihojo.html>

Mail : entry@kcci.or.jp

令和3年度春日井市新型コロナウイルス感染症対策 環境整備支援事業補助金
設備・備品・消耗品の一覧

★補助対象となるもの

| | |
|---|---|
| ① | 外気との換気設備（換気扇・網戸・窓） |
| ② | 非接触型手洗い設備 |
| ③ | 非接触型検温機器、サーモグラフィー |
| ④ | 非接触型ディスペンサー（石けん・消毒液） ※自動手動問わず |
| ⑤ | 飛沫感染防止用パーテーション、カーテン |
| ⑥ | ソーシャルディスタンス確保用床サイン |
| ⑦ | キャッシュレス設備・自動券売機・自動精算機等の非接触対応レジ・受付順番待ち管理システム |
| ⑧ | 出入口の自動扉化 |
| ⑨ | トイレの洋式化・便座開閉センサー・洗浄センサースイッチ |
| ⑩ | 二酸化炭素濃度測定器 |
| ⑪ | エアコン（換気機能付き、空気清浄機能付きのものに限る） |
| ⑫ | 空気清浄機（ジアイーノ含む）・加湿器 |
| ⑬ | サーキュレーター・扇風機 |
| ⑭ | テーブル、椅子、壁面等店舗の抗菌・抗ウイルス処理（酸化チタン塗布等） |
| ⑮ | 次亜塩素酸水生成機器 |
| ⑯ | 消耗品 （消毒液・マスク・マスクケース・フェイスシールド・使い捨て手袋・ペーパータオル） |
| ⑰ | 上記①～⑮設置にあたり要した導入・設計費用 |

★補助対象外となるもの

| | |
|---|--|
| ① | 空間噴霧を行うもの （消毒液などの空間噴霧を行う装置及びそのための消毒液等） |
| ② | 汎用性があるもの（パソコン、スマートフォン、タブレット等） 但し、キャッシュレス決済導入に係る設備は対象となる場合あり |

※原則、上記「補助対象となるもの」に記載のない設備・備品・消耗品は対象外です

※上記⑪エアコンについては、事業完了報告時に提出する書類に下記の要件があります

- ・設置写真には、必ず型式（型番）が分かる部分を含めること
- ・換気機能付きもしくは空気清浄機能付きであることが分かるパンフレット等を添付すること